

岐阜県公報

目 次

条 例

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例	(議事調査課)	一
岐阜県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	(議会総務課)	二

号 外 (二) 平 成 二 十 四 年 十 二 月 二 十 六 日

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第九十八号)
- 一 「地方自治法」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
 - 二 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七二号)附則第一条ただし書に規定する施行の日から施行することとした。
- 岐阜県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第九十九号)
- 一 「地方自治法」の一部改正に伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めることとした。(第七条及び別表関係)
 - 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 三 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七二号)附則第一条ただし書に規定する施行の日から施行することとした。

条 例

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第九十八号

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十四年十二月二十六日

岐阜県議会委員会条例（昭和三十八年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第百九条の二第一項」を「第百九条第一項」に改める。

第五条第一項中「第百十條第一項」を「第百九条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第十條中「行なう」を「行う」に改める。

第十四條中「聞こつ」を「聴こつ」に改める。

第十五條第二項中「前項の」を「前項の規定による」に、「聞こつ」を「聴こつ」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「こえ」を「超え」に改める。

第十七條第一項中「聞こつ」を「聴こつ」に改める。

附則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する施行の日から施行する。

岐阜県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第九十九号

岐阜県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県政務活動費の交付に関する条例

第一条中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第二条から第六条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。
第七条を次のとおり改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第七条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として、別表に定めるものに充てることができるものとする。

第八条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第九条を削る。

第十条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「使途基準に従ってした」を「経費に充てた」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（透明性の確保）

第十一条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

第十二条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第七条関係）

経費	内容
調査研究費	議員が行う岐阜県の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う岐阜県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費

資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式中「政務調査費」を「政務活動費」に

「研修費」

「	を	「	研修費	
			広聴広報費	
			要請陳情等活動費	

「	を	「	広報費	
			事務所費	

「	を	「	事務所費	

附 則

- この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する施行の日から施行する。
- 改正後の岐阜県政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後

に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

平成二十四年十二月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社